

博士学位論文審査要旨

申請者 姜 華（早稲田大学非常勤講師）

論文題目 高等女学校における良妻賢母教育の成立と展開
—教育理念・修身教科書・学校生活の総合的研究—

申請学位 博士（教育学）

審査員

主査	湯川 次義	早稲田大学	教育・総合科学学術院教授	博士（教育学）（青山学院大学）
副査	水原 克敏	早稲田大学	教育・総合科学学術院教授	教育学博士（東北大学）
	矢口 徹也	早稲田大学	教育・総合科学学術院教授	博士（教育学）（早稲田大学）
	佐藤 環	茨城大学	教育学部教授	

1. 本論文の課題と分析の枠組み

本論文の課題は、高等女学校制度が確立した1900年前後から大正デモクラシー期までを主な対象として、教育理念としての良妻賢母の構造的分析、修身教科書の内容分析、学科以外の教育の実態を分析するとともに、これらを総合的に考察することにより、女子中等教育の実態的側面を明らかにすることにある。特に、理念としての良妻賢母が学科課程（以下主に「教科課程」とする）や学科以外の教育（以下主に「教科外教育」とする）にどのように反映されたのかとの視点から、良妻賢母教育の実態的側面を考察し、その特質を究明することに重点を置いている。さらには、婦人問題が顕在化した大正デモクラシー期の時代潮流の中で、良妻賢母教育にどのような変化が求められたのかについても究明している。

周知のように、主に女子中等教育の教育理念としての良妻賢母は、いわゆる『女大学』に代表されるような近世の女訓書が理想的女性の素養として掲げた良き妻や嫁、特に夫や舅姑に対する従順という徳目を継承しながら、明治初年以降の日本の近代化過程において形成された女性像であり、1899年制定の「高等女学校令」により国家公認の教育理念として位置づけられた。その理念は大正デモクラシー期、戦時期にそれぞれ一定の変容を見せるが、戦前における国家公認の理想の女性像として機能し、家族制度の下で女性の生き方を強く規制してきた。

また、理念としての良妻賢母は、高等女学校で教科教育の教材としての教科書に投影され、さらには校長の訓話・知事の式辞、校訓・生徒心得、寮生活などの教科外の教育の中でその理念が貫かれてきた。一般に教育理念ないし教育目的は、教科課程における教材として具体化され、また教科外の教育にも投影される。このような意味で、筆者は、教育理念、教科課程、教科外の教育を総合的に捉えることは、良妻賢母教育の実態や特質を明らかにする上で有効であるとする。

明治後期に確立した女子中等教育制度は、家族制度下の女性の在り方と密接に関連して形成され、理念面では女性の身体的特性を基盤として、他家に嫁し、子を産み育てることを女性の本分として位置づけるものであり、また教育の実態としてはこのような理念を実現するための特性教育として存在した。このため、戦前の女性の教育は、小学校段階はほぼ男女同一であったが、①中等教育段階では男性の中学校とは異なる形で、高等女学校として制度化され、②教科の構造が男性のそれとは異なるだけでなく、一段と低い水準のものが設定され、③高等教育、特に大学教育は女性には不必要とされ制度的に未確立の状態にある、という特徴をもっていた。また、小学校低学年を除いて、男女別学が制度原則とされていた点も戦前の教育制度の大きな特徴であった。以上のように、戦前の女性の教育は、特性教育の意味と重なり合った「女子教育」として存在し、高等女学校制度の確立により男女分離の教育体制が強化されたと見ることができる。また今日的視点から見ると差別的状態にあったと言わなければならない。

次に、本論文が対象とする時期及び時期設定の理由について述べる。時期としては、明治半ば以降の高等女学校制度が確立する時期から大正デモクラシー期までを対象にし、これら二つの時期を区分して考察している。明治半ば以降は、1898年の「民法」親族・相続編の公布によって「家父的」な家族制度が確立するとともに、その思想の下で高等女学校が制度化され、良妻賢母が政府公認の理念として位置づけられた時期であり、本論文ではまず良妻賢母教育の確立の時期に着目している。第2の時期としての大正デモクラシー期は、民主的で自由な傾向が潮流となった時期であり、いわゆる婦人問題が社会の注目を集め、女性の諸権利の承認、社会的地位向上、母性の保護などが論議され、従来女性観に変容をもたらされた。また、都市部では新中間層が形成され、従来3世代が同居する家族以外に夫婦を中心とした家庭が現れた時期であった。さらには、第一次世界大戦の影響を受け、女性の能力の向上を国家的観点から求める論も主張された。また、女子中等教育の量的拡大が進むとともに、高等教育機関への進学者も増加した。こうした時期において、1900年前後に確立した女子中等教育理念としての家族主義的な良妻賢母にも批判の声が出され、また制度面でも改革が求められたのであり、本論文ではこうした時期の変化に着目する。なお、大正デモクラシー期の始期と終期については諸説あるが、本論文では明治末年から1930年頃までとしている。

本研究では主要な視点として、以下の2点を設定している。

第1に、①良妻賢母理念の構造的分析、②修身教科書の分析、③教科外などの学校生活における教育の実態を考察し、これらを総合的に捉える。

第2に、良妻賢母理念の確立期と大正デモクラシー期の理念の動揺を対比的に考察するとともに、その変化が修身教科書や校長訓話・校訓などの教科外の教育にどのように影響したのかを明らかにする。

第1の視点を設定した理由は、従来の研究の多くは理念の成立過程の考察にとどまり、教育内容や学校生活も含めた良妻賢母教育を総合的に捉え、その全体を構造的に明らかにする研究は未開拓となっているためである。すなわち、その理念が教科書、特に修身教科書にどのように投影され、教科外の教育の実態がどうであったのかを含めて一体的に考察しなければ、真に良妻賢母教育の本質を究明したことにはならないと、筆者は捉える。

なお、高等女学校の諸教科の中から修身を選択する理由は、修身は筆頭教科に位置し、1911

年の教授要目で「本邦古来ノ女子ノ美風ニ鑑ミテ適切ナル教授ヲ為シ婦徳ヲ養成センコトヲ力メ殊ニ『家』ニ就キテハ意ヲ用ヒテ教授センコトヲ要ス」と示されていたように、修身は女性の徳性を育てる上で最も重視されていた教科と言えるからである。

このような視点から本論文では、良妻賢母教育についての理念の構造的分析、教育内容の分析、そして教科外の学校生活における教育の実態を分析し、全体的に考察し、良妻賢母教育の歴史的意義と特質を総合的に究明しようとする。具体的には、理念としての良妻賢母が実際にはどのような教育を通じて具体化されたのかについて、高等女学校の修身教科書に描かれた素養や女性像の分析を行っている。さらには、理念としての良妻賢母が校長訓話、校訓、生徒心得、寄宿舎生活などの教科外の学校生活全体でどのように行われたのかに着目している。

第2の視点の設定理由は、従来の良妻賢母研究が明治後期に集中する傾向にあったのに対して、筆者は良妻賢母教育の確立期だけではなく、大正デモクラシー期における女性像などの変容にも注目する必要があると考えたことによる。本論文では、良妻賢母の確立期である明治後期から、女性参政権問題や女性の職業への進出などの婦人問題が登場した大正デモクラシー期までを考察時期とし、その時代的変遷に着目している。より具体的に示すと、第一次世界大戦後の大正デモクラシーの高揚期には自由主義的な思潮が広がり、さらには女性の新しい生き方を模索し、その社会的地位や権利の承認を求める婦人問題も大きな社会的関心を集めていた。そして実際にも女性の職業的・社会的進出が拡大していた。このような、女性をめぐる新たな変化が女子教育界にも大きな影響を及ぼしたのである。本論文は、このような婦人問題の登場に伴い女子教育界においてどのような変化が生じたのかに着目し、明治後期から大正デモクラシー期に至る時代的変遷に焦点をあてている。

本論文は、以上述べたような女子中等教育制度の確立期と大正デモクラシー期における変化に着目し、理念、修身教科書の内容、教科外の教育の3者を分析し、さらにはそれらを総合的に捉えて、良妻賢母教育の本質を総合的に究明することを課題としている。

本論文の特色及び意義としては、以下の4点をあげることができる。

第1に、高等女学校の修身教科書の分析を通じて、女子教育理念が教科書の中にどのような素養として記述され、教材化されていたのかを明らかにする点に、その特色がある。上述したように、修身を取り上げる理由は、筆頭教科であっただけでなく、修身は高等女学校の諸教科の中で女性の徳性を育てる上で最も重要視されていた科目と言えるためである。また、修身教科書は文部省の検定を受けたものでなければならず、修身教科書を分析することによって文部省公認の良妻賢母像を明らかにできるとも言えよう。

第2に、先行研究のほとんどが研究対象としていない、高等女学校の教科外（校長訓話・県知事の式辞、校訓・生徒心得、寄宿舎生活など）における良妻賢母教育の実態を明らかにする点である。例えば、札幌高等女学校の一校長は生徒に女性の理想像を「中流社会の一家の主婦となり、良妻賢母たるべき重き任務を尽すべき」と訓示し、また新潟県立長岡高等女学校の寄宿舎の舎訓では「常に女徳を修養」することを求めていた。本論文の特色は、このような教科外教育における良妻賢母教育の実態を実証的に明らかにすることにある。

第3の特色としては、良妻賢母思想の確立期である明治後期から、女性参政権問題や女性の職業への進出などの婦人問題が登場した大正デモクラシー期までを対象とし、その時代的変遷

に着目する点をあげることができる。第一次世界大戦の影響や婦人問題の登場による様々な社会背景の下で、女性観に一定の変容が見られたが、これらの影響を受けて良妻賢母理念の変革が求められ、また教育内容や高等女学校制度にも改革が求められた。これらの変化について、高等女学校長などの意見を中心に検討する。

またこの時期には、高等女学校の修業年限延長、女子中学校への名称変更、教育内容の変更、さらには女性の高等教育制度の確立を含む、高等女学校の制度的改革が求められたが、この点についての高等女学校長らの要望なども明らかにする。全体として、この時期における良妻賢母教育の内容的特質とその変容の一側面を究明する点を特色としている。

第4の特色は、女子中等教育の理念である良妻賢母の分析、教科書の分析、教科外教育の学校生活の実態の3者を総合的に捉え、高等女学校教育をできるだけ実態的に究明する点である。

以上の研究を進めるため、元高等女学校や公立図書館などに所蔵されている高等女学校関係資料の全国的な調査を行い、実証的に研究課題を明らかにしている。

改めて本論文の研究課題をまとめる形で示すと、以下のようになる。

- ① 明治後期から昭和初年までの時期を対象として、女子中等教育理念としての良妻賢母理念とその構造、修身教科書に描かれた良妻賢母的素養、校長訓話や生徒心得など教科外教育の実態を中心に分析し、
- ② さらに、これらの3者を総合的に捉えるとともに、時期的な変化や連続性に着目し、
- ③ 高等女学校で行われた良妻賢母教育の実態の一側面やその特徴を究明するものである。

この他、良妻賢母教育を受けた生徒の受容についても明らかにする。また、女性像の変容をもたらした時代背景についても探ることとする。

次に、以上の研究課題を究明するための分析の枠組みについて記す。

(1) 良妻賢母理念について、その成立・展開・変容といった時代的変遷及び時期ごとの特質を明らかにする。ことに、1900年前後の理念の成立と大正デモクラシー期における女性像の変容に伴う理念の変容を対比的に捉える。また、良妻賢母の理論的構造、要素を分析する。

(2) 理念としての良妻賢母が実際にはどのような教育を通じて具体化されたのかについて、高等女学校の修身教科書に描かれた良妻賢母的素養や女性像の分析を行う。

(3) 校長訓話・県知事の式辞、校訓・生徒心得、寄宿舎生活などの教科外の学校生活全体で展開された良妻賢母教育の実態を明らかにする。従来 of 先行研究では、ほとんど教科外教育における良妻賢母の実態的分析は行われていないことから、本論文ではこの点を重視する。

(4) 学校で行われてきた良妻賢母教育を女子生徒がどのように受け止めたのかなど、女子生徒の受容について、反発も含めて総合的に考察する。

2. 本論文の構成

本論文は、本文 A4 版 281 枚からなっているが、その目次構成は以下の通りである。

序章

第1章 良妻賢母理念の形成と女子中等教育制度

第1節 良妻賢母理念の形成過程

第2節	女子中等教育制度の確立
第3節	明治後期の教育家の女子教育論
第2章	明治後期の高等女学校修身教科書に見る良妻賢母的素養
第1節	高等女学校の教育課程の構造
第2節	修身教科書に見る良妻賢母的素養
第3章	明治後期の学校生活に見る良妻賢母教育
第1節	校長・知事などの訓辞に見る女子中等教育方針
第2節	校訓及び生徒心得における良妻賢母理念
第3節	寄宿舎生活などに見る良妻賢母教育の実態
第4節	高等女学校教育に対する女子生徒の受容
第4章	「婦人問題」の登場と良妻賢母理念の変容
第1節	大正前期における女子中等教育の状況と政策
第2節	大正デモクラシー期における新たな女子教育理念の模索
第3節	高等女学校の制度的改革要求
第5章	大正・昭和初期の修身教科書に見る女性像の変容
第1節	修身科の法規上の改正
第2節	沢柳政太郎編『改訂修身教科書』（1924年）に見る良妻賢母的素養
第3節	下田次郎編『女子新修身書』改訂版（1925年）に見る良妻賢母的素養
第4節	井上哲次郎編『井上女子修身教科書』（1925年）に見る良妻賢母的素養
第5節	教育内容への改革要求
第6章	大正・昭和初期の学校生活における女子中等教育
第1節	校長訓話・知事訓辞などに見る女子中等教育方針
第2節	学校生活における女子中等教育の実態
第3節	高等女学校教育に対する女子生徒の受け止め方
終章	

3. 考察結果と総括

次に考察結果と総括について記すが、章ごとのまとめは概要書にも記されているため、ここでは本研究の成果を四つの分析課題に即して簡潔にまとめる。

本研究の課題は、良妻賢母教育の理論的側面と教育内容の側面、そして学校生活の実態の3者を総合的に考察するとともに、明治後期から1930年頃までの大正デモクラシー期の時期的変化にも着目し、良妻賢母教育の歴史的意義とその特質を明らかにすることにあつた。

第1に、良妻賢母理念についてであるが、この理念の形成過程と政府公認の女子中等教育理念とされた点については第1章で詳細に考察されているため、ここでは理念としての良妻賢母の構造や素養に限定して確認する。1899年に高等女学校令が制定され、樺山文相はその趣旨説明で高等女学校の目的を「他日中人以上ノ家ニ嫁シ賢母良妻タラシムルノ素養ヲ為ス」ことにあると述べ、また同年の地方視学官会議で良妻賢母の意義について「優美高尚ノ気風、温良貞淑ノ資性ヲ涵養スルト俱ニ中人以上ノ生活ニ必需ナル學術技芸ヲ知得セシメン」と説明した。

このようにして政府公認の女子中等教育理念として良妻賢母が確立したが、しかし文相の説明は抽象的であり、良妻賢母の素養を具体的に示すものではない。その素養は、高等女学校の学科課程や各教科の教授要目に示されていたと言えるが、より詳細であるのは修身教科書の記述である。そのため、良妻賢母がどのような素養から構成されていたのかについて、第2章で考察した明治期の2冊の修身教科書の分析をまとめる形で確認する（表1）。

表1 明治期修身教科書に見る良妻賢母的素養

	文部省編纂『高等女学校用修身教科書』 (1902年)	井上哲次郎編『訂正女子修身教科書』 (1907年)
個人道徳	貞操、柔和、質素、人格	柔和、質素、嫉妬心、学業に励む、衛生問題
家族道徳	父母への孝行、舅姑との関係、夫への補助・忠実、親族関係、子女を躱ける、子を憐む、兄弟・姉妹間の関係、家政の整理、家風を守る、僕婢へのいたわり	父母への孝行、舅姑との関係、夫への忠実、夫婦相互の役割、子女の養育、親族間の関係、兄弟・姉妹間の関係、家政の摂理、再婚、家庭教育
社会道徳	長上を尊敬する	長者を尊敬する
国家道徳	公務への従事、国益を図る、「兵役に服する心得」	国憲・国法を守る、忠君愛国、戦争への協力
国際関係の道徳	「列国間の通商」、「外国人に対する心得」	外国との和親、外国との通商における男性への補佐
人類に対する道徳		赤十字などの事業への援助

(1902年の文部省編纂修身教科書と1907年の井上哲次郎編修身教科書から作成)

表1から明らかなように、明治期の二つの修身教科書に描かれた良妻賢母像は、個人道徳としては貞操、柔和、質素の徳を備え、家族道徳としては夫に仕え、舅姑に仕えることが強調され、さらに母としては子を育て、家事を整理することが重視されていた。また、兄弟・姉妹間の関係も良妻賢母的素養として位置づけられていた。さらに、社会道徳としては長者を尊敬し、国家道徳としては国憲・国法を守り、戦争にも間接的に協力する姿勢が求められた。その他、国際関係や人類に関する道徳も必要とされた。言うまでもなく、教育勅語の趣旨の体得も良妻賢母としての重要な素養であった。以上のように、明治期の修身教科書においては個人道徳と家族道徳を中心とする素養により良妻賢母像が構造化されていたと言えよう。また、理念としての良妻賢母が忠実に修身教科書の教材に反映されていたと見ることができる。

次に、理念、修身教科書、教科外の学校生活全体の3者の総合的考察についてまとめる。

教材としての修身教科書は、高等女学校教授要目に即して編集・執筆され、文部省の検定を受けていた。このため修身教科書は、執筆者によって若干記述内容が異なるものの、全体としては文部省の意図する良妻賢母理念をほぼ忠実に記述していたのであり、このことは第2章、第5章において詳細に分析されている。修身科は高等女学校の教科の筆頭に位置づき、他教科との全体構造を保ちながらも、いわば良妻賢母教育を代表する教科として機能した。

続いて、良妻賢母理念と校長訓話・校訓・校訓・生徒心得、寄宿舎生活などの教科外で展開された教育との関係についてまとめる。第3章で考察したように、明治後期における校長や知事の訓辞の中心は、教育勅語を奉戴しつつ、将来の妻・母として温良貞淑や質素儉約といった徳目を身につけ、自己の修養を積むべきで、そのことが家族・国家の運命を定めるといった女性像が強調されていた。さらには、知識の習得だけではなく、精神力を身につけ、一人の独立した人間として育つことを強調する側面もあった。これらは、1900年代前後に国家公認の女子中等教育理念とされた良妻賢母や高等女学校制度化の趣旨をほぼ踏襲したものであった。

個別学校の校訓・生徒心得でも、教育勅語の奉戴、「貞淑柔和」などの女性の徳目、国民としての道徳などが盛り込まれていた。明治期の高等女学校の校訓の全体的傾向をまとめると、国家、社会、家族、個人に加えて、多くの学校で貞淑・勤儉・女訓などの女性道徳を強調している。このような、校訓の内容はおおよそ生徒心得に反映されて、女子生徒たちの守るべき事項として提示されていた。

全体としては、理念としての良妻賢母が、修身教科書に反映していただけでなく、校長訓話・校訓・生徒心得など、生徒の学校生活全体に強い影響を及ぼしていたことが明らかである。大正デモクラシー期に女性像の変容が見られたものの、全体としては3者が一体となって、高等女学校における良妻賢母教育が貫徹されていたと言えよう。

続いて、第3の課題である時期的変遷についてその概要をまとめる。

第4章で詳述したように、大正デモクラシー時期は、第一次世界大戦、デモクラシーの潮流、婦人問題の顕在化などの影響を受けて女性像が変容した時期であり、高等女学校に改革が求められた時期であった。このような状況下での良妻賢母理念についての論議を見ると、一部の高等女学校長や『教育時論』『婦人公論』誌上では、従来の良妻賢母理念への批判がなされ、人格主義教育の提唱、女性の職業教育の奨励など、時勢に応じた新たな女子中等教育理念が模索された。従来の教育は女性を従属的な人間として扱い、家や男性の都合と好みに合わせる教育に過ぎないと批判する人格主義の教育は、山脇玄や与謝野晶子によって提唱された。他方、旧来の家族主義的良妻賢母理念を堅持すべきと主張する者も少なくなかった。

さらに、大正デモクラシー期においては、新たな女子教育理念の模索がなされると同時に、それに対応した形で高等女学校の制度的改革が求められた。制度改革の中心は、①女子中学校への名称変更、修業年限の延長、実科高等女学校の廃止などの改革、②学科科目の水準向上などの教育内容の改革、③女子高等教育機関の設立や女子高等教育体系の確立などであった。

また、このような新たな時代状況や女子教育理念の模索により、修身教科書の記述においても一定の変化が見られるようになった。この点については、大正デモクラシー期の井上哲次郎編『井上女子修身教科書』（1925年）に着目してその変化について確認すると、個人道徳においては女性の四行を中心に記述され、「柔和」「温良」「貞淑」を求めた儒教道徳を基本とするものであり、性別役割論に基づいて女性の家庭内役割を強調していた。この点については、明治期の井上編の修身教科書と基本的に変わりはない。しかし、女性をめぐる状況の変化による影響を受け、大正後期の教科書では女性の高等教育機会の拡張、女性の社会的地位、婦人問題、女性と職業などの新しい記述内容が数多く盛り込まれたのである。井上は、「婦人をして各種の社会的公共的任務を帯びしむる機会を与ふべし。民法の規定に見る女の不能力を撤退すべ

し、貞操に於て妻に求むる所は亦之を夫に要むべし等の主張に至りては女権論者を通じて相異あらざるなり」と記述していた。その中でも、特に井上が男女の人格の同等性と婦人問題を説いた点は注目に値する。また、沢柳政太郎編『改訂女子修身訓』（1924年）では、女性の参政権を一定程度認める記述が見られる。

このほか、校長訓話・校訓・生徒心得、寄宿舎生活などの教科外で展開された学校生活においても、若干の変化を確認できる。例えば校長訓話では、基本は明治期のものを基盤とした内容がほとんどであり、依然として伝統的な良妻賢母を堅持すべきと主張する者が少なくなかったが、自学自習の必要性や個性尊重・発揮を重視する訓辞内容が見られたのも事実であった。

以上のように、明治後期に確立した良妻賢母教育の基盤は強固なものであった。しかし、大正デモクラシー期の時代潮流の中で、理念、教育内容、学校生活の面において、女性の人間性尊重を中核とする改革の方向が模索されたのであり、近代日本の女性の教育の歴史上、重要な歴史的事実であったことを指摘している。

最後に、本研究と関連する課題と発展的な課題について、数点示されている。

4. 総評

本論文は、女子中等教育理念としての良妻賢母について、①理念としての成立と展開過程、②修身教科書及び教科課程に投影された女性像、③教科以外の学校生活における教育、の3点を実証的・総合的に解明しようとした意欲的な研究である。本論文は、明確なテーマ、研究視点、分析課題を設定し、それを解明するために堅実な学問的手法を駆使し、豊富な資料の分析と考察、そして論証力と説得力をもって研究課題の解明に至った優れた論文であり、高い水準の学術的成果を導き出している。これらは、旺盛な研究意欲に基づく継続的な資料収集、数多くの個別論文の執筆など、多年にわたる研究の蓄積によって達成されたものである。また、本論文を今日的視点から見ると、社会や学校における女性の性別役割論や特性教育などの現代的課題の検討にも資する歴史的素材を提供する研究としても評価できる。以下、本論文の主要な評価・意義について記す。

本論文の意義としては、第1に先行研究の批判的検討に基づいて、斬新な研究課題・視点を設定した点が指摘できる。本論文が取り組んだテーマは、良妻賢母教育の思想や制度だけでなく、その教育の実態的側面、すなわち教科書中の女性像の分析に加え、校長訓話・知事式辞・校訓・生徒心得・寄宿舎での教育などの教科外の教育を含め、これらを総合的に考察するという観点から、良妻賢母教育の実態を捉えなおそうとするものであり、ここに本論文の独自性が認められる。従来の教育史研究においては、良妻賢母教育の実態的側面の研究は未開拓の状況にあったが、本論文では上述したような良妻賢母理念とそれを基盤とする教育の実態的側面の総合的究明という独自の視点を設定しており、女性の教育史研究を一段と進展させる重要な視点を提示したと評価できる。筆者は、このような視点や課題意識を一貫させて良妻賢母教育を深く掘り下げ、その実体的側面を総合的に描き出すことに成功し、女性の教育についての歴史研究に新たな成果をもたらしたと評価できる。

第2の意義は、歴史的研究としての学術的方法が貫かれている点であり、資料についての徹底的な収集・整理・分析を行い、歴史研究の手法を十分に踏まえた、学術的に質の高い論文と

してまとめ上げている。すなわち、良妻賢母をめぐる議論、高等女学校修身教科書、学校沿革史などの丹念な資料調査を行うとともに、それらを精緻に分析し、考察を加え、歴史的に意義付けるといった姿勢が論文全体に貫かれている。このような研究姿勢が論文の価値を高めたと言える。研究に用いた資料群は巻末にまとめられているが、資料収集に対する筆者の姿勢は真摯であり、従来の研究には用いられていない新たな事実を発掘して、論証に深みをもたらしている。筆者は留学生であるが、1870年代から1930年頃までの日本語資料を十分に読みこなし、論理的で明解な日本語で論文をまとめたことも、付言する意義があると考えられる。

第3の意義として、高いレベルの研究成果をもたらした点を指摘できるが、この点について研究課題に即して記す。

(1) 良妻賢母理念について：中村正直らによる明治初期の日本の近代化過程における女性論から1900年前後の良妻賢母理念の確立までは、主に先行研究を踏まえた考察となっているが、以下の3点は独自の研究成果と言える。すなわち、①良妻賢母理念が家族制度の確立と結びついた形で政府公認の理念として形成されたことを実証したこと、②高等女学校令制定の趣旨を閣議決定文書で裏付けたこと、そして③1900年以降の女子中等教育論が男女の身体的相違をもとに女性の役割を妻・母に置く性別役割論を共通の基盤としていること、の三つを明確にした点は筆者のオリジナルな研究成果として評価できる。

理念の考察については、大正デモクラシー期を扱った部分が特に卓越している。大正デモクラシー期の時代潮流や婦人問題の登場による、女性像の変容を分析し、それに基づく理念の動揺と改革の方向性を、高等女学校長の全国的会議記録や教育雑誌の分析を通じて明確に示したことは、従来の研究には見られない成果であり、大きな意義が認められる。具体的には、女性の従属的立場を説く良妻賢母論への批判、人格主義教育の提唱、職業教育の奨励などに分類し、これらを詳細に考察し、歴史的な位置づけを行っている。

(2) 修身教科書分析について：本論文では、理念としての良妻賢母が具体的にはどのような素養からなり、生徒にどのような教材として教授されていたかという観点から、高等女学校の筆頭教科である修身科の教科書を丹念に分析している。文部省の教授要目などの法規を把握しつつ、明治後期、大正後期の代表的な修身教科書を数冊ずつ、第1学年から第5学年まで、全体を読み込んだ考察がなされているが、このような研究はこれまでほとんど見られなかった。さらに、生徒用教科書に対応した教授法書を分析し、教科書執筆者の教材への意図を明らかにした点も、従来の研究には無い特筆すべきことと言える。

以上のような教科書分析により良妻賢母の素養とその構造を丁寧に解明したことにより、良妻賢母理念の本質的意味が明らかとなり、それが個人道徳、家族道徳を中心に社会道徳、国家道徳、国際関係・人類に関する道徳などから構成されていたことを実証した点は高く評価できる(6頁表1参照)。さらには、明治後期と大正デモクラシー期の修身教科書を比較分析することにより、女性の社会的地位、婦人問題、女性と職業などの新しい記述内容が現れた点を明らかにした点も、本論文の価値を高めている。

(3) 教科外の教育について：理念としての良妻賢母が高等女学校の教科外の教育で、どのように展開されていたのか、その実態を捉える視点から高等女学校長や知事の訓話、校訓や生徒心得、寮規則などについて、詳細に分析した点も本論文の特筆すべき点である。そこでは、

国家公認の良妻賢母が理想の女性像として説かれ、女子生徒の日常生活を導き、国民として、また将来の良妻賢母としての精神の涵養が徹底されていたことを明らかにしている。さらには、生徒自身もおおよそ良妻賢母像を理想と認識していた点を明らかにした。これらの教科外教育における良妻賢母教育の実態の一側面を探究したことも本論文の優れた点と考える。

(4) 時期的推移について：本論文の特筆すべき点として、1900年頃に確立した良妻賢母理念が、大正デモクラシー期の時代潮流や婦人問題の登場による女性像の変容によって動揺を来し、それに対処する方向性について高等女学校長の全国的会議の記録や教育雑誌を通じて明確にしたことが挙げられる。さらには、高等女学校の男子中学校との同等化などを求めるこの時期の論が、戦後の男女間の教育の平等化への遺産ともなった事実を指摘した点も、本論文の優れた点である。また、大正デモクラシー期までの高等女学校教育の進展を明確にしたことにより、1930年代以降の研究への展望を開いたものと評価できよう。

以上のように、全体として本論文は、良妻賢母教育の実態の歴史的構造を明らかにし、新しい知見を数多く示しており、学術的に価値の高い、意義深い論文として評価できる。

最後に、本論文の問題と見られる点について記す。第1に、高等女学校の所在地が大都市か地方都市かといった地域的特性、あるいは、公立か私立かなどの設置主体を類型化し、それに基づいて校長訓話や生徒規則などの特徴を明らかにすれば、一層論文の質を高めることができたと考えられる。第2に、本論文の第3章、第6章でも検討されているが、良妻賢母理念と生徒の関係についても、単なる受容や同化だけでなく反発も含めて考察を深めて欲しかったと考える。そうすることによって、良妻賢母教育が生徒に及ぼした影響など、教育の実態的側面がより明確になると言えよう。しかし、これらは、本研究の発展として位置づくものでもあり、これらを含めた今後の研究の進展に期待したい。

以上のような今後の課題を若干含みながらも、本論文により学位申請者が研究立案・遂行能力、論理的説明能力、高度な専門的学識を有していることが明確になることから、審査員一同、総合的に判断して本論文が「博士（教育学）」を授与するに十分に値するものであるとの結論に達したので、ここに報告する。